

蒲郡市妊産婦健康診査費用助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第13条第2項に基づく妊産婦に対する健康診査についての望ましい基準(平成27年厚生労働省告示第226号。以下「基準」という。)に含まれない検査に要する費用の一部を負担することにより、妊産婦の経済的負担を軽減し、母体及び胎児の健康の保持増進に資するため、蒲郡市妊産婦健康診査費用助成金事業(以下「助成金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(助成対象者)

第3条 助成金の支給対象者(以下「助成対象者」という。)は、検査実施日及び申請時点で市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けているものとする。

- 2 市長は、前項の規定に関わらず、災害、DVその他やむを得ない事情により市の住民基本台帳に記録することが困難であると認められる者を助成対象者とすることができる。

(助成の対象経費及び助成額等)

第4条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象者が医療機関又は助産所において、基準に含まれない検査(医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けることができるものを除く。)に要する費用とする。

- 2 助成金の額は、助成対象経費とする。
- 3 助成金の限度額は、1回の妊娠につき、5,000円とする。

(助成の申請及び支給の方式)

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市妊産婦健康診査費用助成金支給申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 前条第1項の実費を支払った事実及びその額を証明できる書類又は蒲郡市妊産婦健康診査費用助成金支給申請用証明書（第2号様式）

(2) 妊産婦健康診査を実施したことを証明する書類（母子健康手帳の写し等）

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、支給又は不支給を決定し、その旨を蒲郡市妊産婦健康診査費用助成金支給（不支給）決定通知書（第3号様式）により、申請者に対して通知し、助成金の支給を行うものとする。

（申請期間）

第6条 申請期間は、申請者が母子健康手帳の交付を受けた日の翌日から起算して1年以内とする。

（助成金の返還等）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたときは、当該交付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に助成金が支払われているときは、その者から既に支給された助成金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第8条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。